

船舶事故調査報告書

令和4年9月28日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和3年9月11日 11時00分ごろ
発生場所	兵庫県洲本市生石鼻 ^{おいしのはな} 南方沖 生石鼻灯台から真方位180° 1,000m付近 （概位 北緯34°15.5′ 東経134°57.0′）
事故の概要	遊漁船金比羅丸 ^{こんびら} は、北東進中、また、ミニボート（船名なし）は、船首を北方に向けて漂泊中、両船が衝突した。 ミニボートは、同乗者が負傷し、右舷側空気室の破口等を生じ、金比羅丸は、船首部に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和3年9月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 金比羅丸、2.35トン HG3-37552（漁船登録番号）、個人所有 9.10m(Lr)×2.60m×0.76m、FRP ディーゼル機関、147.00kW、平成8年5月10日 第260-35352号（船舶検査済票の番号） B ミニボート（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有 約3.15m×約1.64m×約0.44m、ポリエステル ガソリン機関（船外機）、1.47kW、不詳
乗組員等に関する情報	A 船長A 85歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年7月1日 免許証交付日 平成30年4月17日 （令和5年4月16日まで有効） B 操縦者B 35歳 操縦免許 なし
死傷者等	A なし B 重傷 1人（同乗者B）
損傷	A 船首部に擦過傷 B 右舷側空気室に破口、船外機に濡損（全損）

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客1人を乗せ、遊漁の目的で、令和3年9月11日05時30分ごろ生石鼻南西方沖の釣り場に向けて洲本市由良港を出航した。</p> <p>A船は、遊漁を終え、10時50分ごろ船長Aが操舵室右舷側側壁に設けた木製の座板に腰を掛け、由良港に向けて約8.1ノット(kn)の対地速力で、手動操舵により北東進した。</p> <p>船長Aは、素潜り漁の漁期なので海岸線から少し離れた進路とし、途中、底引き網漁船が左舷後方から左舷方を追い越して行ったのを見送った後、やや注意力が低下した状態で見張りに当たっていたところ、11時00分ごろ何かに衝突したことに気付いて機関を中立とした。</p> <p>A船は、B船の左舷中央部に衝突し、惰力でB船を押し下げた状態で十数m進んで停止した。</p> <p>B船は、操縦者Bが1人で乗り、親族1人（以下「同乗者B」という。）を乗せ、釣りの目的で、06時00分ごろ高埼灯台の南方沖の釣り場に向けて由良港南部の砂浜から出発した。</p> <p>B船は、10時30分ごろまで高埼灯台の南方沖で釣りを行った後、10時50分ごろから生石鼻南方沖に移動し、船首を北方に向け、操縦者Bが船尾側で右舷方を向いて座り、同乗者Bが船首側で左舷方を向いて座り、船外機を停止して流し釣りを行っていた。</p> <p>同乗者Bは、11時00分ごろA船の接近に気付き、大声を上げたが、B船の左舷中央部とA船の船首部とが衝突した。</p> <p>操縦者Bは、両船の停止後、A船の船首部と半没水状態のB船との間に挟まれた状態の同乗者Bに気付き、船長Aに118番通報を依頼するとともに、海に飛び込み、約20分後に同乗者Bを救出した。</p> <p>同乗者Bは、意識があるものの動くことができず、船長Aが同乗者Bを乗せたままのB船を由良港までえい航し、待機していた救急車に引き継ぎ、病院に搬送され、左足^{すね}開放骨折、右肩脱臼及び骨盤骨折と診断された。</p> <p>操縦者Bは、付近を航行していた漁船に救助され、由良港に移送された。</p> <p>(写真1～4 参照)</p>



写真1 A船



写真2 船長Aの操船状況



写真3 A船の見通し状況



写真4 B船の損傷状況

(付図1 事故発生経過概略図 参照)

その他の事項

A船は、停泊中、船長Aが本事故当時の操船姿勢をとった際、船首端における船長Aの視線が約70cm上方にあって、ほぼ船首方死角がなかった。

船長Aは、本事故後、衝突した海域は、ふだん漁師が魚釣りをする海域ではなかったため、船を見掛けることはなかったが、前路は確認しており、なぜ前路のB船に気付かなかったのか分からなかった。

A船は、出航後、約5時間30分経過後にB船に衝突していた。

B船は、約2.7mの高さに赤色の旗を掲示していた。

B船は、右舷側、船首側、左舷側、底部の4つある空気室のうち、右舷側空気室に破口が生じていた。

操縦者Bは、これまで流し釣り中、接近する他船が漂泊中のB船を避けてくれていたので、船尾側で右舷方を向いて座り、釣りに意識が集中していたと本事故後に思った。

船長A及び釣り客並びに操縦者B及び同乗者Bは、本事故時、救命胴衣を着用していた。

分析

乗組員等の関与

A あり、B あり

船体・機関等の関与

A なし、B なし

気象・海象等の関与

A なし、B なし

判明した事項の解析

A船は、生石鼻南方沖において北東進中、船長Aが、出航してから約5時間30分経過した中、やや注意力が低下した状態で見張りに当たっていたことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。

B船は、生石鼻南方沖において船首を北方に向けて漂泊中、操縦者Bが、接近する他船が漂泊中のB船を避けてくれると思い、船尾側で右舷方を向いて座って釣りを続けていたことから、A船が左舷方から

	<p>接近していることに気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、生石鼻南方沖において、A船が北東進中、B船が船首を北方に向けて漂泊中、船長Aが、やや注意力が低下した状態で見張りに当たり、また、操縦者Bが、接近する他船が漂泊中のB船を避けてくれると思い、右舷方を向いて釣りを続けたため、互いに相手船に気付かず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、本事故時と同様の運航を無難に数多く行っていたとしても、長時間の航行に起因して注意力が低下することを認識し、適宜身体を動かし、注意力の維持に努めつつ見張りに当たること。 ・ ミニボートの操縦者は、漂泊しながら釣りをを行う場合、適宜、目視による周囲の見張りを適切に行うとともに、接近する他船を認めた場合、余裕のある時機に機関を使用して船体を移動させるなどして衝突を避けるための措置を採ること。 ・ ミニボートの操縦者は、携帯式エアホーンなど、有効な音響による信号を行うことができる手段を装備することが望ましい。

付図1 事故発生経過概略図

